

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	嘉納 健
登録番号又は法人番号	1 4 0 8 2 1 4 1
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所名称	嘉納行政書士事務所
事務所所在地	東京都練馬区栄町25-14
処分年月日	令和3年9月27日（理事会決議日）
処分内容（種類）	廃業の勧告及び5年間の会員の権利の停止 （東京都行政書士会会則第23条第1項第3号）
上記処分をした理由	<p>被処分者は、依頼者が在留資格変更申請不許可によって被った被害に対しても何らかの補償を行う姿勢を全くみせず、行政書士としての信頼を著しく失墜させたことに疑いの余地は無い。また、苦情解決支援委員会からの度重なる解決支援活動に対しても、耳を貸さず無視したことから、問題解決の意思がなかったと認められる。</p> <p>次に受任した会社本店所在地の変更手続についても、これも不履行であったことにより、依頼者が被処分者に支払った会社本店所在地変更手続に係る報酬と費用の返還さえも行なわなかった。綱紀委員会での聴聞に於いて、自らの非を認めたにも関わらず、被害者に対する謝罪や補償の事実も無い。</p> <p>以上、事案に対する解決の姿勢は一切見られなかった上に、登記申請自体を受任したのであれば司法書士法違反の疑いがある。</p> <p>また、被処分者は、身内に病人や不幸があり受任業務に不履行があったと弁明した。しかし、依頼人からの受託業務は全て不履行であり、結果として依頼人に多大な損害を与えた。当該理由によって不履行が正当化されることはない。仮に、被処分者が業務をできない状況にあったならば、依頼者に損害が発生しないような対処をするべきであるにもかかわらず対処をせず、謝罪姿勢さえも一切見せない。</p> <p>更には、本件事案以前の業務でも、同様に受任業務を放置し依頼者からの苦情等を受けた事実もあり、今後も行政書士として問題を起こす可能性が著しく高いと思われる。</p> <p>以上の理由から上記の処分とする。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 行政書士法第10条違反（信用または品位を害する行為）</li> <li>二 行政書士法第13条違反（会則の遵守義務）</li> <li>三 行政書士法施行規則第7条（すみやかな業務の処理義務）</li> <li>四 東京都行政書士会会則第18条第1項違反（会員の責務等違反）</li> </ul>